

Ⅲ-税務

149 税効果会計に関して述べた記述のうち、最も適切なものはどれか。

- a) 課税所得と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である
- b) 将来減算一時差異は、当年度の課税所得の計算上、加算されることによって、当年度の税額を減少させると考えられる
- c) 一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額も含め、繰延税金資産又は繰延税金負債に計上しなければならない
- d) 税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることから、繰延税金資産を計上することができる

150 税効果会計が導入された理由・背景のうち、最も適切でないものはどれか。

- a) 法令で全ての内国法人に税効果会計導入が義務付けられた
- b) 国際的には税効果会計が広く採用されているので、財務諸表の国際比較には税効果会計を適用することが必要である
- c) バブル崩壊の影響で、金融機関等で不良債権の処理が必要となり、税基準だけでなく、会計上必要な額を会計処理することが財務諸表の信頼性を確保するために要求されている
- d) 時価会計の導入や退職給付会計の導入等により、税法基準と企業会計の基準のズレが拡大し、その差を調整する必要性が生じた

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：d

企業会計における収益又は費用と、課税所得計算上の益金又は損金の認識時期の相違等により、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続を「税効果計算」という。

この計算において、貸借対照表上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債との間の差額を「一時差異」という。そして、翌年度以降の課税所得の計算上、減算されることによって税額を減少させる一時差異を「将来減算一時差異」という。また、一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債に計上される。

選択肢 (a)、(b)、(c) は適切ではない。一方で、税務上の繰越欠損金は、当該課税所得からの減額が認められ将来の法人税等の軽減効果を期待できることから、繰延税金資産を計上することができる。

したがって、正解は (d) となる。

14 税効果会計業務 14.1 一時差異算定 正解：a

税効果会計は平成11年4月1日以後始まる事業年度から実施されている。当時は金融商品会計基準の新設による時価主義会計が始まったなど、税務基準と企業会計の基準のズレが拡大してきており、税引前当期純利益と法人税等が対応していない場合が生じていた。また、バブル崩壊後の不良債権処理が問題とされており、税務的な対応のみならず、会計上の対応も行うことで財務諸表の信頼性確保が必要とされていた。

そして、国際的にも税効果会計が採用されるようになり、財務諸表の比較可能性確保の観点から我が国においても税効果会計の導入が必要とされていた。

しかし、税効果会計は他の企業会計の基準と同様に、法令で義務付けられているものではない。

したがって、正解は (a) となる。